朝日ビジネスキャッシュサービス規定

(事業者用)

1. (カードの利用)

- (1) 普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金(以下「預金」といいます。)について発行した朝日ビジネスキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。また、当座勘定(以下「預金」といいます。)について発行した朝日ビジネスキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の第1号、第2号、第3号および第4号の当金庫本支店の場合に限り利用することができます。
 - ① 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫(以下「提携金庫」といいます。) およびゆうちょ銀行・ローソン銀行(以下「預入提携先」といいます。) の現金 自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。) を使用して預金に預入れをする場合
 - ② 当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行・ローソン銀行(以下「支払提携先」といいます。) の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。) を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当金庫、提携金庫の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④ その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) カードは代表取締役・代表社員等法人代表者、法人格をもたない団体の代表者および個人事業主の1名に限り使用することができます。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、 預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、 支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場 合、普通預金については通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 同一日に支払機による預金の払戻しと、数通の小切手・手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払可能額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (3) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、 1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (4) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて

当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲とします。

(5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。当座勘定は小切手の使用は行わないこととします。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または提携金庫所定の金額の範囲とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携金庫の振込機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲とします。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金口座に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所 定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下 「自動機利用手数料」といいます。) をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、普通預金については通帳および払 戻請求書、当座勘定については小切手なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自 動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫か ら預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、普通預金については通帳および払 戻請求書、当座勘定については小切手なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引 落します。なお、提携金庫の振込手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当 金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 第1項による預入れをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続にしたがってください。また、第2項による払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続にしたがってくださ

い。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

(4) 停電、故障等により取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

普通預金のカードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額と自動機利用手数料金額または振込手数料金額を通帳に記入します

8. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、当金庫所定の払戻手続に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9. (偽造カード等による払戻し)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫 および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理 について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責 任については、このかぎりではありません。

10. (盗難カードによる払戻し)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫 および支払提携先は責任を負いません。

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または法人名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、 直ちに代表者から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた 損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、 当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機・支払提携先の支払機・提携金庫 の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または提携金庫の責任についても同様 とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または 払戻請求書・小切手への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を 負いません。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定および当座勘定規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提出を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第15条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、当座勘定規定、および振込規定により取扱います。

17. (返戻カード)

届出の住所等に宛てて発送したカードが返戻された場合は、その理由のいかんを問わず当金 庫所定の方法により廃棄します。

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。